

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して、条例等で定めている。

(1) 勤務時間

一般的な職員の勤務時間は、次のとおりだが、交替制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難しい場合は、別に定めている。

1 週間の勤務時間	1 日の勤務時間	勤務時間の割振り		
		始 業	終 業	休憩時間
3 8 時間 4 5 分	7 時間 4 5 分	8 時 3 0 分	1 7 時 1 5 分	1 2 時～1 3 時

(2) 年次有給休暇

年次有給休暇は、採用された年を除き毎年 20 日付与され、与えられた日数をその年に使用しなかった場合、最高 20 日まで翌年に繰り越すことができる。

なお、平成 22 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの全期間に在職した職員（育児休業者、退職者及び派遣者を除く。）の一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数は、11.3 日である。

(3) 特別休暇

特別休暇とは、社会慣習上や物理上等の特別の事由により勤務しないことが相当である場合に認められる有給休暇である。

取得要件には、厳格かつ厳密な規定が設けられているが、ここでは、概要について記載している。

なお、本県では、平成 23 年 4 月 1 日現在 27 の特別休暇がある。

内 容	期 間
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める時間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	その都度必要と認める時間
ドナー休暇	その都度必要と認める時間
ボランティア休暇	1 暦年のうち 5 日以内
結婚休暇	5 日以内
産前休暇	出産予定日の 8 週間前から出産の日までの請求した期間
産後休暇	出産の日の翌日から 8 週間
育児時間休暇	生後 3 年を経過するまで 1 日を通じて 90 分を超えない範囲内で必要と認める期間
生理休暇	請求した日から 2 日以内においてその都度必要と認める時間
妊娠中の女性職員が母子保健法第 10 条の保健指導又は同法第 13 条の健康診査を受ける場合	その都度必要と認める期間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内でおおの必要と認める時間
妊娠障害休暇	14 日以内
出産補助休暇	出産のため入院等の日以後 40 日以内において 3 日以内
男性の育児参加休暇	出産予定日の 8 週間前から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間内において 5 日以内
子の看護休暇	5 日（養育する子が 2 人以上いる場合にあっては 10 日）以内
短期の介護休暇	5 日（要介護者が 2 人以上いる場合にあっては 10 日）以内
忌服休暇	1 日～10 日（血姻関係により異なる。）
父母、配偶者及び子の祭日（父母、配偶者及び子の死亡後 15 年内の日に限る。）にあたる場合	慣習上最小限度必要と認められる期間（1 日）

夏期休暇	任命権者が定める期間内で 5 日以内
長期勤続休暇	連続した 2 日以内
台風、地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 週間を超えない期間内においてその都度必要と認める期間
台風、地震、水害、火災その他の災害、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限若しくは遮断又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認める時間
台風、地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める時間
赴任のため勤務につけない場合	その都度必要と認める期間
昇任のための競争試験又は選考を受けるため出頭する場合	その都度必要と認める期間
あらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定める事項に該当する場合	人事委員会が承認した期間
スクーリングを受ける場合	その都度必要と認める期間
国民体育大会、県民体育大会等へ参加する場合	その都度必要と認める期間

(4) 病気休暇

病気休暇とは、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があると認められる場合、その療養に専念させる有給休暇である。

内 容	期 間
公務傷病による休暇	必要最小限度の期間
私傷病による休暇	引き続き 90 日以内の期間
結核による休暇	1 年以内の期間

(5) 介護休暇

介護休暇とは、負傷、疾病又は老齢のため 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者等の特定の親族等を介護をするために、勤務しないことが相当であると認められる無給休暇である。

内 容	期 間
特定の親族等を介護するために勤務しないことが相当と認められる場合	連続する 6 月の期間内において必要と認められる期間

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、職員が十分に職責を果たすことができない場合に、公務能率を維持するために行う処分をいい、また、懲戒処分とは、職員の義務違反に対して、公務における秩序を維持するために職員の責任を追及する処分をいう。

平成 22 年度の処分の状況は、次のとおりである。

(1) 分限処分

(単位：人)

処分理由	地方公務員法	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合	第 28 条第 1 項第 1 号	3	1			4	
心身の故障の場合	第 28 条第 1 項第 2 号、第 2 項第 1 号			187		187	
職に必要な適格性を欠く場合	第 28 条第 1 項第 3 号					0	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第 28 条第 1 項第 4 号					0	

刑事事件に関し起訴された場合	第 2 8 条第 2 項第 2 号					0	
条例で定める事由による場合	第 2 7 条第 2 項					0	
地方公務員法第 2 8 条第 4 項により失職した者							
合 計		3	1	187	0	191	0

- (注) 1 同一の者が複数回にわたって分限処分を受けた場合は、その数を重複して計上している。
 2 二以上の処分事由により分限処分を受けた場合は、主たる処分事由に着目して記載している。
 3 休職者の休職期間が延長された場合は、その都度計上している。

(2) 懲戒処分

(単位：人)

処分理由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第 2 9 条第 1 項第 1 号	3	6	7	9	25
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第 2 9 条第 1 項第 2 号	7	3			10
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第 2 9 条第 1 項第 3 号		2	1		3
合 計		10	11	8	9	38

- (注) 1 同一の者が複数回にわたって懲戒処分を受けた場合は、その数を重複して計上している。
 2 二以上の処分事由により懲戒処分を受けた場合は、主たる処分事由に着目して記載している。

5 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされており、法令及び職務命令に従う義務をはじめとして、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務など、サービス上の制約が課せられている。

この制約の一つとして、営利企業等の従事制限があるが、任命権者が職務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断したときは、営利企業等への従事を許可することができるものとされている。

平成 2 2 年度の営利企業等の従事許可の状況は、次のとおりである。

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	146	145

6 職員の研修及び勤務成績の判定の状況

職員の研修については、職員の勤務能率の発揮及び増進のため、任命権者ごとに様々な研修を行っている。

また、各任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないとされている。

平成 2 2 年度の実施状況については、次のとおりである。

(1) 研修

【知事部局、病院局】

(単位：人)

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
新規採用職員研修	4 回	平成 2 2 年度採用職員	183	
一般職員 4 年目研修	2 回	平成 1 9 年度採用職員	61	
一般職員 7 年目研修	2 回	平成 1 6 年度採用職員	82	

一般職員 10 年目研修	3 回	平成 13 年度採用職員	93	
技能労務職員研修	2 回	昭和 57 年度以前入庁の 技能労務職員	84	
技能労務職員研修 (職種転換試験合格者)	3 回	技能労務職員(職種転換 試験合格者)	43	
新任係長等研修	3 回	新任係長等	113	
新任所属長等研修	1 回	新任所属長等	68	
選択研修	16 回	全職員を対象	457	
新採トレーナー研修	1 回	新採トレーナーに指名さ れた職員	59	
特別研修	1 回	全職員	340	
新任人事評価者等実務研修	4 回	新任人事評価者等	194	
目標設定・進行管理の取組 に関する研修	2 回	管理監督職	201	

(注) 知事部局においては、人事課人材研修センターが実施する研修の状況を記載している。

【企業局】

(単位：人)

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
公営企業会計研修	1 回	新任職員	8	
施設現地研修	4 回	新任職員及び希望職員	27	
交通違反・事故防止研修	2 回	全職員	68	
特定課題研修	2 回	全職員	65	

(注) 企業局においては、総務経営課研修の状況を記載している。

【病院局】

(単位：人)

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
行動制限最小化研修	1 回	全職員	88	
院内感染対策研修	2 回	全職員	150	
医療安全研修	2 回	全職員	188	
病院局職員研修	2 回	全職員	67	

【教育委員会】

(単位：人)

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
新任管理職(校長)研修 (小・中)	1	小・中学校新任校長	66	
新任管理職(校長)研修 (県立)	1	県立学校新任校長	33	
21世紀を拓く熊本の教育 推進講座	5	小・中校長	451	
新任管理職(教頭)研修 (小・中)	1	小・中新任教頭	61	

新任管理職（教頭）研修（県立）	2	県立学校新任教頭	37	
学年主任研修（1・2年）	1	県立新任（1・2年）	44	
管理職研修（食育・特別支援）	1	校長（幼・保・小・中・特）・共同調理場所長等	261	
県立新任事務長研修	1	県立新任事務長	10	
初任者研修（小・中・高・特）	小中3 県7	初任者（小・中・高・特）	231	小:95 中:48 県立:88
フォローアップ研修（小・中）	2	教職経験者（6年目）（小・中）	131	
10年経験者研修（小・中・高・特）	小中10 県9	10年経験者（小・中・高・特）	226	小:48 中:53 県立:125
教職経験者（17年目）研修（小・中）	小中1 県4	教職経験者（17年目）（小・中）	206	
県立学校新任教務主任研修会	1	県立学校新任教務主任	21	
教務主任研修会（小・中）	0 事務所単位	教務主任（小・中）	200	
新規採用養護教諭研修会（小・中・高・特）	4	新規採用養護教諭	9	
養護教諭10年経験者研修会	8	養護教諭10年経験者（小・中・高・特）	9	
新規採用栄養教諭研修	2	新規採用栄養教諭	1	
新任事務職員研修	1	新任事務職員（小・中・高・特）	13	
新任実習教師研修	1	新任実習教師（高・特）	8	
新任寄宿舎指導員研修	1	新任寄宿舎指導員（特）	4	
県立学校技師研修	1	県立学校技師（高・特）	29	
幼稚園・保育所等新規採用教員・保育士研修	2	幼稚園・保育所新規採用教員・保育士	115	2次:74 5次:41
幼稚園等10年経験者研修	1	公市立幼稚園10年経験者	3	
校長等人権教育研修会	1	校長（小・中・高・特）	621	

（注） 教育委員会においては、職階研修の状況を記載している。

【警察本部】

（単位：人）

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
初任科	4回	新規採用警察官、同一般職員	145人	
初任補修科	3回	職場実習終了警察官	148人	
幹部任用科	2回	警部補及び巡査部長昇任者	43人	
部門別任用科	3回	警察官	64人	
警務部門専科	8回	警察官、一般職員	148人	
生活安全部門専科	3回	警察官	47人	
地域部門専科	4回	警察官	80人	
刑事部門専科	8回	警察官	123人	

交通部門専科	4 回	警察官	4 5 人	
警備部門専科	3 回	警察官	4 0 人	

(注) 警察本部においては、専科の状況を記載している。

(2) 勤務成績の評定

【知事部局、企業局、病院局】

評定の方法	評定者	評定結果の活用
熊本県職員人事評価実施要綱に基づき、次のとおり評価を実施。 ・評価対象者：課長級以下の職員 ・評価項目：実績評価（業務処理、業務改革）、成果行動（コンピテンシー）評価（スキル分野、志向性分野）	基本的に、次のとおり評価者を設定。 ・非役付職員：所属の人事担当補佐及び所属長 ・役付職員：所属長	昇任・昇格、配置転換、昇給区分の決定及び人材育成に活用している。

(注) 企業局及び病院局においては、知事部局に準じて実施している。

【教育委員会】

評定の方法	評定者	評定結果の活用
<事務局職員> 平成 2 0 年度から評価者の役割の見直し、人事評価方法の改正を行った「熊本県教育庁等職員人事評価実施要綱」に基づき、次のとおり評価を実施。 ・評価対象者：課長級以下の職員 ・評価項目：実績評価（業務処理、業務改革）、成果行動（コンピテンシー）評価（スキル分野、志向性分野）	「熊本県教育庁等職員人事評価実施要綱」において次のとおり評価者を設定。 ・一次評価者：人事担当補佐 ・二次評価者：所属長	昇任、配置転換、昇給区分の決定及び人材育成の参考資料として活用。
<学校職員> 平成 1 8 年度より「勤務評定」に代わり現行の人事評価制度を導入。「自己評価」と「評価者評価」の 2 本柱から成る。「自己評価」は、A～D の 4 段階で絶対評価を行う。「評価者評価」は、あらかじめ示された職務行動のレベルに応じて 3～0 の 4 段階で評価を行う。	「熊本県立学校職員の人事評価に関する規則」及び「熊本市町村立学校職員の人事評価に関する規則」第 6 条第 2 項において次のとおり評価者を規定。 ・一次評価者：校長又は事務長 ・最終評価者：教育長又は校長	人事異動及び各種研修受講者推薦等の参考資料として活用する。給与等の処遇に反映させる方法については、調査検討中。

【警察本部】

評定の方法	評定者	評定結果の活用
被評定者に身上申告書を提出させ、各階級に対応する勤務評定記録書により実施。	被評定者の勤務実態を最も把握しうる立場にある者	昇任、昇給、人事異動等の人事管理

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとされている。

平成 2 2 年度の実施状況については、次のとおりである。

【知事部局、病院局】

区 分	内 容	実施状況
		定期健康診断
		特殊業務等従事職員健康診断

職員の保健に関すること。	健康診断	じん肺健康診断
		VDT作業従事職員特別健診
		精密再検査費用助成
	健康相談・指導	健康相談
		ストレス相談
		健診結果の集計、分析、通知
		ヘルスチェックの実施、分析、通知
		事後指導
	健康教育	肩こり・腰痛予防教室
	安全衛生管理	衛生委員会の設置、活動の推進
		長時間勤務健康障害防止対策の推進
		心の健康づくり対策
		心の健康の問題により休業、職場復帰する職員及び所属支援
メンタルヘルスに関する研修		
衛生管理者の養成		
産業医の養成		
その他	健康サポートセンター	
	健康の保持増進に関する広報、啓発	
	地方職員共済組合が行う人間ドック事業への助成	
	地方職員共済組合が行うメンタルヘルス無料相談事業への助成	
職員の元気回復に関すること。	職員レクリエーション	職員球技大会の実施、レクリエーションの承認
	一般教養	教養室、図書室の管理運営
その他の厚生に関すること。	厚生施設	食堂、売店等
	職員住宅	職員住宅
	その他	ライフプラン事業

【企業局】

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること。	健康診断	定期健康診断その他健康診断
	健康相談・指導	産業医による保健指導等
	安全衛生管理	安全衛生推進者の設置
その他の厚生に関すること。	職員住宅	職員住宅の維持管理

【教育委員会】

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること。	健康診断	定期健康診断
		人間ドック
		器官別検診
	健康相談・指導	こころの健康相談
		電話健康相談 24
		面接によるカウンセリング
		健康診断集計、分析
	健康教育	メンタルヘルス講師派遣事業
	安全衛生管理	安全衛生委員会の設置、活動の推進
	その他	健康管理に関する広報、啓発
その他の厚生に関すること。	職員住宅	教職員住宅の維持管理
	その他	ライフプラン事業の推進

【警察本部】

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること。	1 健康診断	1 定期健康診断（特定健康診査を含む。） 2 特殊健康診断（高気圧健康診断等） 3 その他健康診断
	2 健康相談・指導	1 健康相談 2 健康診断後の指導（特定保健指導を含む。）
	3 健康教育	1 メンタルヘルス研修会 2 生活習慣病予防研修会 3 心身の健康づくり支援事業
	4 安全衛生管理	1 衛生委員会、産業医及び衛生管理者の設置 2 安全衛生研修会 3 過重労働対策 4 職員の職場復帰支援
	5 その他	健康管理に関する広報・啓発
その他の厚生に関すること。	1 警察職員互助会	福利厚生事業（給付事業、貸付事業及び福祉事業）
	2 生涯生活設計	1 年代別ライフサイクルプラン研修会 （30歳、40歳、50歳及び57歳） 2 採用時ライフプラン教養

(2) 公務災害

平成 22 年度における職員の公務災害、通勤災害の認定状況については、次のとおりである。

① 公務災害

(単位：人)

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取 下 げ 件 数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
15	136	86	0	0	65

② 通勤災害

(単位：人)

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取 下 げ 件 数	年度末 未処理件数
		通勤災害 該 当	通勤災害 非 該 当		
0	12	10	0	0	2

(3) 育児休業等の取得

平成 22 年度の育児休業等の取得状況については、次のとおりである。

① 育児休業承認期間

(単位：人)

	育児休業承認期間					合 計
	6 月以下	6 月～ 1 年以下	1 年～ 1 年半以下	1 年半～ 2 年以下	2 年～ 3 年以下	
男性職員	2	4	0	0	0	6
女性職員	2	118	198	167	78	563
合 計	4	122	198	167	78	569

②-1 部分休業承認期間

(単位：人)

	部分休業承認期間						合 計
	1 年以下	1 年～ 2 年以下	2 年～ 3 年以下	3 年～ 4 年以下	4 年～ 5 年以下	5 年以上	
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	29	4	0	0	0	0	33
合 計	29	4	0	0	0	0	33

②-2 一日の部分休業取得時間

(単位：人)

	1 日の部分休業取得時間 (平均)				
	30 分以下	30 分～ 60 分以下	60 分～ 90 分以下	90 分超	合 計
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	14	6	10	3	33
合 計	14	6	10	3	33

8 職員の競争試験及び選考の状況

平成 22 年度の採用試験等の実施状況については、次のとおりである。

(1) 採用試験の日程等

試験の種類	公告日	申 込 受付期間	試験日 (合格発表日)			試験地	
			第 1 次	第 2 次	第 3 次		
職員採用試験	大学卒業程度	22. 4. 23	22. 5. 10 ～5. 28	第 1 次	筆記	22. 6. 27 (22. 7. 7)	熊本市 東京都
				第 2 次	筆記	22. 7. 17	熊本市
					面接	22. 7. 24～8. 2 (22. 8. 13)	熊本市
	大学卒業程度 (民間企業等 経験者対象)	22. 4. 23	22. 5. 10 ～5. 28	第 1 次	筆記	22. 6. 27 (22. 7. 16)	熊本市 東京都
				第 2 次	面接	22. 7. 31～8. 1 (22. 8. 13)	熊本市
	短期大学 卒業程度	22. 6. 18	22. 8. 9 ～8. 27	第 1 次	筆記	22. 9. 26 (22. 10. 5)	熊本市
第 2 次				筆記	22. 10. 23	熊本市	
				面接	22. 10. 30 (22. 11. 11)	熊本市	
高等学校 卒業程度	22. 6. 18	22. 8. 9 ～8. 27	第 1 次	筆記	22. 9. 26 (22. 10. 5)	熊本市	
			第 2 次	筆記	22. 10. 23	熊本市	
				面接	22. 10. 30 (22. 11. 11)	熊本市	
警察官採用試験	警察官 A	22. 4. 23	22. 5. 10 ～5. 28	第 1 次	筆記	22. 7. 11 (22. 7. 16)	熊本市
				第 2 次	体力	22. 8. 7	熊本市
					面接	22. 8. 15～8. 20 (22. 8. 27)	熊本市
	警察官 B	22. 6. 18	22. 8. 9 ～8. 27	第 1 次	筆記	22. 10. 17 (22. 10. 26)	熊本市
				第 2 次	体力	22. 11. 13	熊本市
					面接	22. 11. 20～11. 23 (22. 12. 3)	熊本市

(2) 採用試験及び採用選考の実施状況

① 職員採用試験

(単位：人)

区分	職 種	採 用 予定者数	第1次試験		第2次試験 受験者数	最 終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数 (7.1現在)	
			受験者数	合格者数					
大学卒業程度	行 政	30人程度	408	90	85	30	13.6	24	
	警察行政	9人程度	116	23	22	9	12.9	8	
	学校事務	15人程度	131	45	44	15	8.7	14	
	心理判定員	1人程度	10	5	5	1	10.0	1	
	一般土木	11人程度	32	9	9	8	4.0	7	
	農業土木	2人程度	9	5	5	2	4.5	2	
	建 築	2人程度	7	2	2	2	3.5	2	
	化 学	3人程度	32	9	9	3	10.7	3	
	農 学	4人程度	38	12	12	4	9.5	4	
	林 学	2人程度	17	6	6	2	8.5	2	
	畜 産	1人程度	9	3	3	1	9.0	1	
	水 産	1人程度	8	3	3	1	8.0	1	
	管理栄養士	1人程度	49	5	5	1	49.0	1	
	保健師	7人程度	36	14	14	7	5.1	7	
	薬剤師	5人程度	18	12	12	5	3.6	5	
	小 計	94人程度	920	243	236	91	10.1	82	
	(民間企業等経験者対象)								
		行 政	5人程度	256	16	16	5	51.2	3
	一般土木	4人程度	54	9	9	4	13.5	3	
	農 学	1人程度	9	5	5	1	9.0	1	
	小 計	10人程度	319	30	30	10	31.9	7	
卒短期程度	学校図書館事務	1人程度	64	5	4	1	64.0	0	
小 計	1人程度	64	5	4	1	64.0	0		
卒高等程度	一般事務	4人程度	88	12	10	4	22.0	3	
	警察事務	4人程度	60	12	11	4	15.0	3	
	学校事務	6人程度	99	18	16	6	16.5	4	
	一般土木	4人程度	28	13	8	4	7.0	3	
	農業土木	1人程度	4	4	4	1	4.0	1	
	小 計	19人程度	279	59	49	19	14.7	14	
合 計	124人程度	1,582	337	319	121	13.1	103		

② 警察官採用試験

(単位：人)

職 種	試験の区分	採 用 予定者数	第1次試験		第2次試験 受験者数	最 終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数 (7.1現在)
			受験者数	合格者数				
警察官A	男 性	107人程度	999	433	335	108	9.3	95
	女 性	8人程度	134	33	19	8	16.8	8
	小 計	115人程度	1,133	466	354	116	9.8	103
警察官B	男 性	55人程度	546	219	171	55	9.9	52
	女 性	4人程度	78	19	13	4	19.5	3
	小 計	59人程度	624	238	184	59	10.6	55
合 計	174人程度	1,757	704	538	175	10.0	158	

③ 障害者採用選考

(単位：人)

職 種	採 用 予定者数	第1次試験		第2次試験 受験者数	最 終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数 (4.1現在)
		受験者数	合格者数				
一般事務	1人程度	12	4	4	1	—	1
学校事務	2人程度		4	4	2	—	2
合 計	3人程度	12	8	8	3	4.0	3

④ 採用選考

(単位：人)

区分	任命権者		知 事	教育委員会	警察本部長	公営企業 管理者	そ の 他	計
	職							
一般職員	人事交流等	部長級						0
		次長級	2					2
		課長級		12				12
		課長補佐級	2	10				12
		係長級	4	27	1			32
		主任主事	9					9
		主任技師						0
		主 事	16	9				25
		技 師	1					1
		研究員	1					1
	資格職種等	医 師	5					5
		言語聴覚士	1					1
		社会福祉士	1					1
		保育士	1					1
		獣医師	4					4
		看護師	2					2
		職業訓練指導員	1					1
		金 属	1					1
		電 子	1					1
		学芸員	2					2
鑑識技師	1					1		
身体障害者		1					2	
小 計		56	59	1	0	0	116	
警察官	人事交流等	警 視			4			4
		警 部						0
		警部補						0
		巡查部長						0
		巡 査	6					6
小 計		6	0	4	0	0	10	
合 計		62	59	5	0	0	126	

(3) 昇任試験の実施状況

(単位：人)

区分	職	受験者数	最 終 合格者数	競争率 (倍)	試験日		
					第 1 次	第 2 次	第 3 次
警察官	警 部	340	33	10.3	第 1 次 22.4.26	第 2 次 22.5.6	第 3 次 22.5.24 (口述・術科)
	警部補	427	67	6.4	第 1 次 22.5.17	第 2 次 22.5.31	第 3 次 22.6.25 (口述・術科)
	巡查部長	622	110	5.7	第 1 次 22.5.14	第 2 次 22.5.27	第 3 次 22.6.23 (口述・術科)

(4) 昇任選考の実施状況

(単位：人)

区分	職	知 事	教育委員会	警察本部	公営企業 管理者	その他	計
一般職員	部長級	7	2			1	10
	次長級	12	1			2	15
	課長級	55	7	3	1	3	69
	課長補佐級	112	27	6	2	2	149
	係長級	105	36	16	1	3	161
	小 計	291	73	25	4	11	404
警察官	警 視			14			14
		0	0	14	0	0	14
合 計		291	73	39	4	11	418

9 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

県人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、平成22年10月12日に県議会及び知事に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行ったが、その概要は、次のとおりである。

(1) 民間給与と職員給与の比較

① 月例給

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A - B)
381,559 円	381,923 円	△ 364 円 (△ 0.10 %)

※ 民間給与 (A) は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所の従業員の調査 (535事業所のうち185事業所を抽出して実地調査) を行った結果である。

※ 職員給与 (B) は、特例条例に基づく給料月額のカット前の平均額を記載している。

民間事業所の事務・技術関係職種の従業員と職員 (行政職) の給与について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を比較した。(給料カット後の職員給与は370,152円で、民間の給与を11,407円 (3.08%) 下回っている。)

② 特別給 (ボーナス)

民間のボーナス (賞与等) 3.94月

職員の期末手当・勤勉手当 4.15月

※ 前年8月から7月までの1年間の民間の支給実績 (支給割合) と職員の年間支給月数を比較している。

(2) 給与改定の内容

① 月例給

医師等を除き中高年齢層 (40歳台以上) が受ける給料月額について引下げを行った。

※ 給与構造改革の給料水準引下げに伴う経過措置額についても所要の調整を行っている。

② 期末手当・勤勉手当 (ボーナス)

民間の支給割合に見合うよう引下げを行った。

年間4.15月分→3.95月分 (△0.2月分)

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
平成22年度 期末手当	1.25月 (支給済み)	1.35月 (現行1.5月)
年度 勤勉手当	0.7月 (支給済み)	0.65月 (現行0.7月)
平成23年度以降	1.225月	1.375月
年度 勤勉手当	0.675月	0.675月

③ 獣医師に対する初任給調整手当の支給

獣医師に新たに採用された職員に対し、初任給調整手当を支給した。

④ 実施時期等

条例公布日の属する月の翌月の初日 (公布日が月の初日であるときは、その日)。

ただし、獣医師の給与の改善については平成23年4月1日。

本年4月からの年間給与で民間との実質的な均衡を図るため、本年12月期の期

末手当の額で所要の調整を行う。

(3) 職員の人事・給与等に関する今後の課題

① 人事・給与制度

ア 勤務実績の給与への反映

イ 高齢期の雇用問題

ウ 労働基本権の問題

エ 女性職員の登用

② 仕事と生活の調和に向けた勤務環境の整備

ア 総実勤務時間の短縮

イ 職員の健康管理

ウ 両立支援その他勤務環境の整備

③ 臨時職員の勤務条件の検討

④ 公務員倫理の保持等による県民からの信頼の確保

(4) 実施状況

人事委員会勧告のとおり実施した。ただし、給料カットの実施を踏まえ、年間給与での民間との実質的な均衡を図るための 1 2 月期の期末手当における所要の調整は、未実施とした。

(平成 2 2 年 1 1 月県議会にて関係条例可決、平成 2 2 年 1 2 月 1 日施行)

【参考】給与勧告に伴う職員の平均給与等
行政職 (平均年齢 4 3 歳 1 1 月、平均経験年数 2 2 年 0 月)

	勧告前	勧告後	差
給与月額	370,152 円	369,802 円	△ 350 円
年間給与	6,038,000 円	5,955,000 円	△ 83,000 円

※ 給料カット後の額を記載している。
年間給与は、給与月額、期末手当・勤勉手当により算出した。

1 0 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 2 2 年度の要求件数等については、次のとおりである。

(単位：人)

区 分	前年度末現在 未処理件数 A	当該年度の 措置要求件数 B	当該年度の 処理件数	左の内訳		年度末現在 未処理件数
				Aの処理件数	Bの処理件数	
給 与		1				1
旅 費						0
休 暇						0
執務環境						0
福利厚生						0
転 任						0
任 用						0
そ の 他						0
合 計	0	1	0	0	0	1

1 1 不利益処分に関する不服申立ての状況
平成 2 2 年度の申立て件数等については、次のとおりである。

(単位：人)

区 分	前年度未現在 未処理件数 A	当該年度の 不服申立て件数 B	当該年度の 処理件数	左の内訳		年度未現在 未処理件数	
				Aの処理件数	Bの処理件数		
分限処分	降 給					0	
	降 任		1			1	
	休 職					0	
	分限免職					0	
	小 計	0	1	0	0	0	1
懲戒処分	戒 告					0	
	減 給					0	
	停 職					0	
	懲戒免職	1	1	1	1		1
	小 計	1	1	1	1	0	1
転 任						0	
そ の 他		1	1		1	0	
合 計	1	3	2	1	1	2	